

ワーキングプア急増の原因と解決策

伊藤 耀佑

目次

はじめに

1. ワーキングプアの実態
2. 非正規労働の推移
3. 生活保護制度
4. ワーキングプアと生活保護
5. 対策・解決策

まとめ

参考文献・参考資料

はじめに

日本経済は、戦後の高度成長期において高い成長を実現し、世界第二位の経済大国になるとともに、国民生活は豊かなものとなった。しかし、バブル崩壊後以降の長引く不況の下で成長は鈍化し、失業率は上昇するなど国民生活の水準は低下傾向が続いている。また少子高齢化の進展や、アジアを中心とした新興国の台頭などに伴う国際競争の激化などの構造的な課題を抱えている。このような経済環境下で企業が置かれている経営環境も厳しさが続く中、雇用面においても非正規雇用者比率が年々上昇を続け2014年には37%となった。また、非正規労働者の中でも、働き方の多様化に伴い、パートやアルバイト、派遣労働者、契約社員と就業形態が様々である。

就業形態が多様化する中で、「正社員並み、あるいは正社員としてフルタイムで働いてもぎりぎりの生活さえ維持が困難、もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない」ワーキングプア(working poor)と呼ばれる人の現出が問題となっている。ワーキングプアに陥る人の多くは非正規労働者である。正社員と非正規労働者の生涯賃金を比較すると約2億円近い格差が生まれると言われており、非正規労働者の数が増えることで格差社会という問題はますます大きくなっていく。

わが国の貧困率をみると、経済協力開発機構(OECD)の08年報告によると「日本の貧困率は14.9%」であり、厚生労働省の国民生活基礎調査2007年世帯別の貧困線は、225万円強から個人換算所得とした「等価所得」で推計すると、日本における所得に相応する貧困線は、155万円となる。その貧困率15%とは、日本の人口約1900万人に相当し、「最低賃金未満で働いている労働者数は20万人以上、パート労働で生計を立てている労働者世帯は227万世帯に上り、非正規雇用労働者と完全失業者(2008年平均)を合わせると2025万人」にもなる。そのうえ、年金や失業給付、生活保護、医療、介護などの現金給付などのあらゆる社会保障給付を動員した後でさえ、年間100万円以下で暮らしている人が850万人(人口の6.7%)もの人々が存在しているという状況である¹。

その中でも近年、若者が非正規労働者を占める割合が年々大きくなっている。個人の努力や能力だけでは、貧困から脱却できないケースが増えてきているため、個人の問題に限らず社会全体の問題として捉えていく必要がある。ワーキングプアにならないためにはどのような対策が必要なのか？また、ワーキングプアを抜け出すためには何をすべきなのか考えていかなければならない。本論では、ワーキングプアの実態や増加原因を考察していく。そして、ワーキングプアの中でも特に年々増加している非正規雇用労働に着目し、生活保護と比較しながら、課題やこれからすべき対策や取り組みについて述べていく。

1. ワーキングプアの実態

1-1 ワーキングプアとは

¹ OECD Observer 日本語版 貧困を減らす
「<http://www.oecdtokyo.org/tokyo/observer/223/223-07.html>」
(閲覧日：2016年11月10日)

上に説明があったとおり特徴として「一生懸命働いているのに、いつまでたっても生活保護水準以下の暮らしから脱却できない貧困層」のことだ。年収入がおおよそ年収 200 万円以下の人がワーキングプアだと捉えられる。しかし、あくまでも広範に捉えられているだけで実際に明確な定義はない。諸外国においてもワーキングプアの定義はさまざまに統一されているわけではない。各国のワーキングプアの定義は図表 1－1 を参照する。ワーキングプアに陥る人の約半分以上が非正規労働者である。そして、その数は 2014 年の時点で 1962 万人と全雇用者の 3 割を占めている。

図表 1－1 各国のワーキングプアの定義

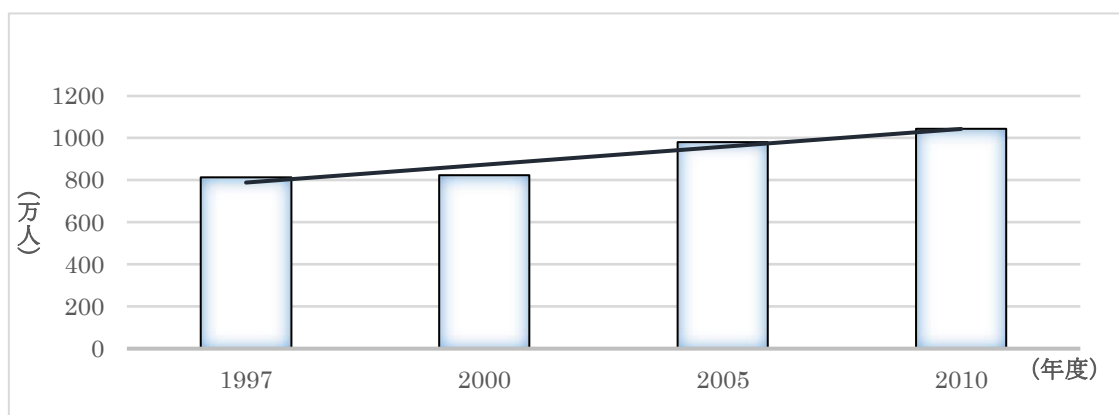
国名	統計	対象となる労働者	貧困ライン
EU	Eurostat	・週 15 時間以上の労働者	世界規模を等価尺度で調整した上で各国の中位所得の 60% の所得水準未満
フランス	Institut National de la Statistique de l'Economie (INSEE)- Academics National Action Plan for Social Inclusion 2001-2003/2003-2005	・労働市場において年間に最低 6 週間以上かかわった（就労、求職を含む）個人	世帯規模を等価尺度で調整した上で、各国の中位所得の 60% の所得水準未満
ベルギー	National Action Plan for Social Inclusion 2001-2003/2003-2005	労働市場に年間最低半年以上かかわった（就労、求職を含む）個人 ・最低 6 か月以上就業している労働者	世帯規模を等価尺度で調整した上で、中位所得の 60% の所得水準未満
スイス	Swiss Federal Statistical Office Academics	・就業時間にかかわらず就労しているすべての人 ・週 36 時間以上働いているフルタイム労働者 ・週 40 時間以上収入を得る労働にかかわる者	行政によって定められた修正済み給付単価（標準的な住宅費や社会保険料で調整済み）
アメリカ	センサス局 労働統計局 US Researchers in General	・家族員の労働時間の合計が 1750 時間以上（年 44 週） ・労働市場に年最低半年（27 週）以上かかわった	連邦貧困ライン 連邦貧困ラインの 125%、150%、200% の貧困ライン

		た(就労、求職を含む) 個人 ・年間約 1000 時間以上 就労している成人	
カナダ	National Council of Welfare(XCW) Canadian Council on Social Development(CCSO) Canadian Policy Research Networks(CPRN)	家族の収入に占める賃 金や報酬の割合が 50% 以上の労働者か自営業 少なくとも週 30 時間以 上の労働、パートタイ ムが年 49 週以上の成 人した就業者 ・年間を通してフルタ イム労働者	カナダ統計局が定め る貧困線(金銭ベー ス) CCD が定めた貧困線 年 2 万カナダドル
オーストラリア	Social Policy Research Centre	労働時間にかかわらず 就労している個人	Henderson の絶対貧困 水準

出所：European Foundation for the Improvement of Living and Working
Conditions(2002)より引用。

図表 1－2 は「年間賃金 200 万円以下層の推移」を年代ごとにグラフで表したものである。2010 年の段階で年収が 200 万円以下の人は約 1000 万人を超えていることが分かる。

図表 1－2 年間賃金 200 万円以下層の推移



出所：厚生労働省HP 「賃金構造基本統計調査」より引用。

男女別のワーキングプアの年収を詳しく調べると年収 200 万円未満の男性は全体の約 10%、女性は全体の約 40%が年収 200 万円未満となっていることが分かった。仮に年収が 200 万円だった場合の手取り額は月額で約 15 万円、150 万円だった場合手取りは約 11 万円であり、この月収で生活していくのはとても大変だと思う。その上非正規

で働いていても昇進はなく、ボーナスや手当がないため年齢が上がったとしても賃金の上昇率はほぼない。たとえ生活していけたとしても将来への準備をする余裕は無いに等しいようだ。

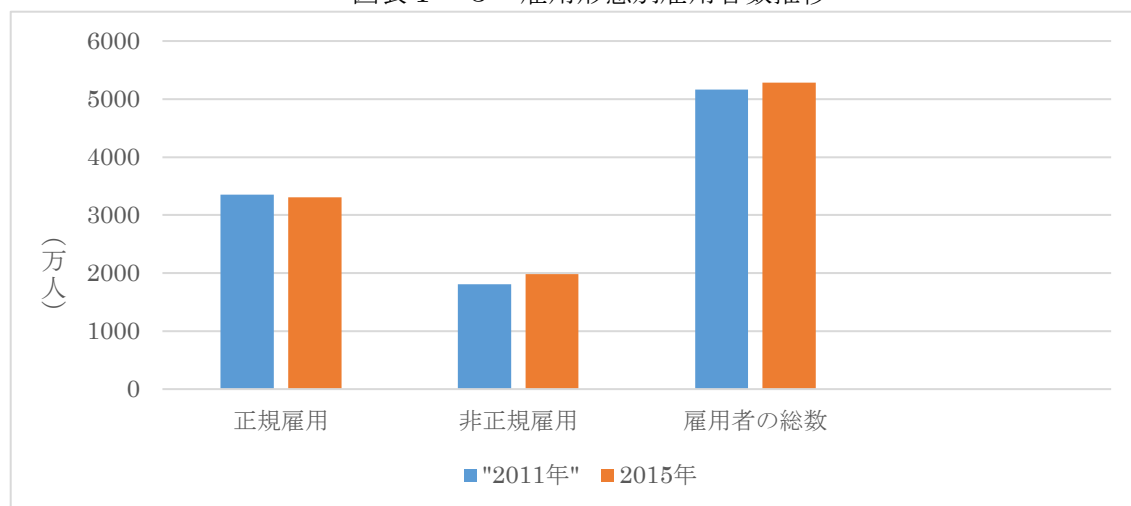
1－2 日本の賃金労働者推移

先進国ではさまざまな形でワーキングプアが出現し、彼らをどのように社会に統合していくかが大きな課題となった。日本では、低賃金労働者の出現に関して、主に3つの特徴が挙げられる。①1990年代後半は、日本社会の大きな構造転換期であった。この時期に、自殺の急増、フリーターなどの非正規雇用、生活保護などの増大に象徴されるように、さまざまな社会的指標が急速に悪化し、2000年に入って高とまりする。

また、インターネットや携帯電話の普及に代表されるような産業技術の大きな革新が起きる。金融危機、そして公共事業によって、企業の正社員が削減され新卒採用を大幅に減少させ、その分非正規雇用採用が増加する。非正規雇用が多いだけでもともと日本の社会は正規社員と非正規労働の二層構造だった。今でも正規社員と非正規労働（常用・臨時）の二層構造に変わりはないが、社会の変化によりその二つの割合が大きく変わっていることが次の図を見ればわかる（濱口、2013、247）。

図表1－3を比較して思ったことは、雇用者の総数の上昇率に比べ、非正規の割合が高くなっていることから、非正規労働者が増加していることが分かる。

図表1－3 雇用形態別雇用者数推移



出所：総務省 HP：2016 年労働力調査の推移から引用

ワーキングプアが増加している原因として、会社が労働者のことよりも会社の利益を優先するために、コスト削減として正社員の数減らし、低コストで雇うことのできる非正規労働者を増やしたことが主な原因である。今まで正社員として働いていた人は職を失い、資格などがない限り再就職することは困難であるため非正規労働という形で働かざるを得ないということである。

科学技術の発達に伴い、オートメーション化や IT 化によってそれぞれの仕事場に機械

が導入される。それにより機械にはできない仕事の需要が高まる。機械にできない仕事というのは、例えば設計や製品開発などの知的な仕事や、商品の検品や運搬またはコンビニやスーパーなどでは商品を並べたり、バーコードを読み取ってお金をレジに入れるなどの単純な仕事である。これらの単純な仕事は機械ではできないため、誰かがやらなければならない。こういった仕事では非正規労働者が必要になる。このように機械での仕事は増えることはあるがなくなることはないだろう。

さらに消費者は商品を買ったりサービスを受けたりするときにできるだけ安く買いたいと思う。企業や商店が商品になるべく安く提供しようと思えば、機械化を進め、人件費を安くする必要がある。それに加え、消費者は、家事代替的な対人サービスに対してあまりお金をかけないと思う。その結果として、単純労働者の賃金低下の圧力が加わる。

また、グローバル化も原因のひとつである。グローバル化により製品だけでなく、資本や労働力が自由に国境を越えて移動できるようになると、単純労働は発展途上国の労働者との競争状態に置かれる。発展途上国に工場を建て、発展途上国から労働力を流入すれば、先進国では労働者の賃金低下圧力になる。（逆に発展途上国では、労働者の収入や待遇を改善し、世界全体で見ればグローバル化は貧困を減少させているともいえる）（大沢. 2010. 143）。

そして、産業や労働の規制緩和が一番の原因ではないだろうか。国内から資本逃避を避けるために、そして安いものを求める消費者の要求により、政府は産業や雇用の規制緩和に走る。単純労働者の賃金は低いまま抑えられ、アルバイトや派遣などいつでも解雇することができる不安定な職が増える。産業の規制がなくなれば、今まで保護されてきた小規模な自営業（農家、小売業）や、タクシー運転手のような歩合制の雇用者の収入が低下する。

さらに、今まで公務として行われてきた福祉的対人サービスの市場化により、新たに採用される保育氏や介護労働者の賃金は低下する。その中で問題なのがこのような単純労働はこれからも必要不可欠であるので誰かがやらなければならないということ。検品や商品を並べる業務は機械にはできない業務である。

結果として、職に就くことができなかつたり、職を失った人が生活を維持するために仕方なく非正規労働をして食いつないでいくしかない。

ワーキングプアの特徴として、20代と50代に多く、若者がワーキングプアに陥る原因としては、バブル崩壊後デフレが進み、それに伴って企業がコスト削減で人件費を大幅に削ったことにより賃金水準の低いアルバイトやパートタイム労働者、契約社員、派遣社員などの非正規従業員の増加によって、総人件費の抑制が図られたことに加わり、就職氷河期に直面したからである。

バブル崩壊後企業が人件費を大幅に削った影響でこれから社会を担っていく若者も被害にあっているということ。「失われた10年」と呼ばれておりこの時期は新卒採用が大きく絞られたことが原因として挙げられる。50代にワーキングプアが多い原因として考えられるのは雇用情勢だ。日本は雇用に対する流動性がほとんどない新卒社会だ。そのため新卒で職に就けなかった人たちは中途採用の枠しか残っておらず、それも条件の厳しいものばかりなのでほとんど可能性はないのが現状だ。そのためにいったん新卒採用にもれてしまった人や中途採用で職に就くことができない人は非正規労働者などに頼らざるを得な

い状況に追い込まれている。また、正社員として働いていた人も資格などが無い限り再就職するのは簡単ではない。しかも金融危機のような都合が悪い時期になると、簡単にクビを切られてしまう非常に悪い立場だ。

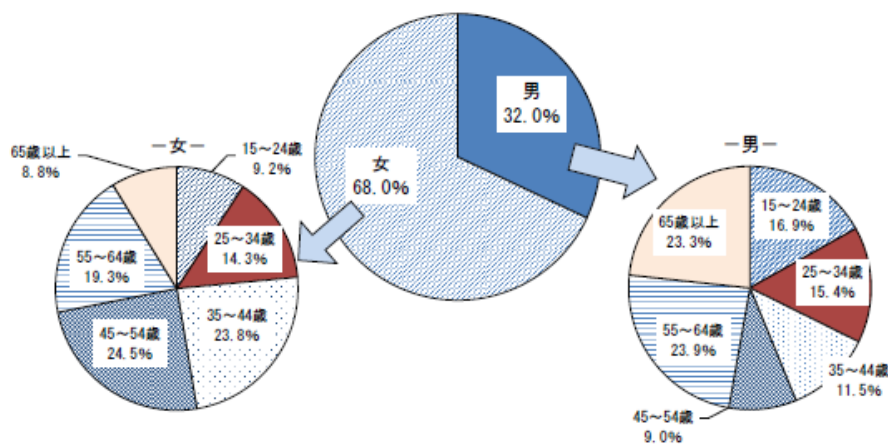
ワーキングプアでも月の給料が最低生活費に達していなければ、その差額を生活保護費として受給することができる。しかし、それ自体を知らない人や生活保護を受けることに対して「国の世話になりたくない」という人もいる。非正規雇用によって生活を維持するのが困難な人たちの賃金の保障と働ける環境を作っていくことが必要である。

2. 非正規労働の推移

2-1 非正規雇用者数

非正規雇用の数先ほども述べたとおり、非正規労働者の数は年々増加している。非正規労働者の増減を長期間のスパンでみると、厚生労働白書(平成25年版)の報告から、正規以外の職員・従業員の人数は、2005年に1634万人、2013年に1906人、2015年では1980万人と増加している。図表2-1から男女別にみると圧倒的に女性の割合が高くなっているのが分かる。

図表2-1 年齢階級別非正規の職員・従業員の内訳(2015年)

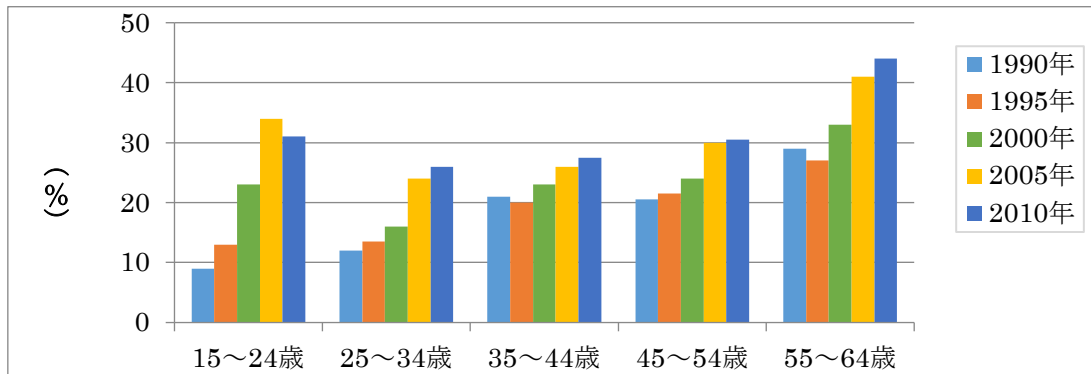


出所：総務省統計局 HP より引用

2-2 非正規労働による問題

問題として挙げられるのが、安定して生活を維持していく賃金を得ることができないということと、非正規労働者が正社員として就職することの困難さにあると感じる。正規雇用と同じ仕事をしているのに、賃金が低く抑えられたり、福利厚生が充実していない、昇進や昇給面で正社員と差別されているなどの問題がある。図表2-2は「年齢別の非正規労働者の推移」を表している。この図から分かるとおり、若年層と50代の非正規労働者が多いことが分かる。

図表 2－2 年齢別非正規労働者の推移



出所：総務省 HP：「就業形態の多様化に関する総合実態調査」を引用

若年層の非正規労働者の増加は、先ほど記載したとおり、1990年代後半からグローバル化やIT化、産業、雇用の規制緩和が起き、低収入の定型労働需要が高まる。日本では、その需要を一手に引き受けたのが社会に出た若年層である。1975年生まれの人、1990年半ばに学校を卒業し、就職期を迎える。その時期に、新卒の正社員採用は減少し、特に高卒での正社員採用が激減する。そして彼らが需要の高まった低賃金労働に就かざるを得ない状況で、非正規雇用者として働く。つまり若年のフリーターや派遣社員となったのである。

それ以降、多少大卒の正社員採用は回復しても、あらゆる学校種の全員を正社員として抱える余裕は日本経済にはなくなっている。なおかつ、日本は、「新卒一括採用」が一般的で、中途採用も実質的に他者で経験のある正社員のみに限られている。新卒での就職に失敗、もしくは、技能を蓄積しないまま職を失い、非正規雇用になってしまうと、正社員になれる確率はとても低くなる（大沢. 2010. 102）。

また、一度非正規として働き出すと正社員として就職することが困難であるため、そのまま非正規労働者として、歳を重ねていく。その結果、年齢的にも肉体的にもできる仕事は限られてくるため、高齢になっても非正規労働者として働くしかなくなる。さらに団塊世代の定年退職を受けて高齢者層の非正規雇用者としての供給が大幅増加したということなどが若者・高齢非正規労働者の増加原因であるのではないかと考えられる。

3. 生活保護制度

生活保護の現状として、2015年の生活保護受給者・世帯数は前月比5166人増の217万4331人、受給世帯163万世帯となっている（小山. 2016. 110）。どちらも年々増加していることが分かった。

生活保護の基本的な受給条件として、「援助してくれる身内や親類がない」「資産を持っていない」「病気やけがで働けない」「これらを満たしている状態で、月の収入が最低生活費を下回っている。」基本的には以上のことを満たしている場合に生活保護を受けることができるが、「生きていくだけで精一杯」という状態にある人は基本的に生

生活保護を受給する資格を得ているため、いわゆるワーキングプアと呼ばれる人でも、生活保護を受けることができる（坂井. 2008. 104）。

生活保護の具体的な基準というのは、最終的に生活保護費を支給する自治体によって変わってくる。しかし、基準は普通金額によって提示されており、それが「保護基準額」という数字である。保護基準額は「最低生活費」とも言われており、自治体ごとに年齢や家族構成などの要素によって決まる（高城. 2014. 54）。つまり現在の収入が、住んでいる自治体の「最低生活費」より下回っていた場合、その差額は生活保護費として受給する資格があるということだ。ワーキングプアに陥った人でも、足りない分は社会保障制度の力を借りることができるのだ。

しかし、生活保護を申請しようとしても、色々と理由をつけて書類の受理すら断ることが多くなっている。いわゆる地方公共団体による水際作戦だ。これは生活保護の申請を受ける窓口で門前払いにすることだ。なぜ申請すら受け付けないのかと言うと、一度生活保護の申請を受理すると申請を断ることができないからだ。これにより生活保護の申請をしようとしても申請する前になんらかの理由をつけて断られてしまう（新田. 2009. 33）。

生活保護法で保護を請求する権利（保護請求権）無差別平等主義を保障されていて、行政手続法第7条では「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」と定められているにもかかわらず実際にはこういった事が起きている。なぜ自治体は水際作戦を行ってまで生活保護を受給させないのかというと、生活保護を受けている人には支援を行うケースワーカーを担当でつけることになっており、近年生活保護世帯が増えたことでケースワーカーの数も増え人件費がかさむようになった（坂井. 2008. 146）。自治体はなるべくそういった出費を削るために水際作戦を行っている。自治体は水際作戦を行う際に、「不正受給を防ぐ」ということをスローガンにしているが、2015年調査によれば不正受給者に対する保護費の合計は全生活保護費のおおよそ2兆円のうち2億程度である（厚生労働省 2015年統計）。不正受給を防ぐという形だけの敵をつくり水際作戦を無理やり正当化させているのが現状である。

議会でも「生活保護費をいかに削れるか」ということが議論されていて、その方向性が役所に影響を与え、生活保護費を削る→水際作戦という流れになっている。まだまだ生活保護に対してあまりいいイメージがなく受給者に対しても自治体からの冷たい目線があり、保護費を削るために水際作戦を行っているが条件を満たしているのに受給されない人が多くいるので少しでもそういった人たちを救えるように改善していくべきだ。

4. ワーキングプアと生活保護

ここでワーキングプアと生活保護受給者の生活を比較して考える。自治体によって生活保護受給額は異なるが、東京を例に出すと月におおよそ14万円受給できる。一方、年収200万円のワーキングプアの月の収入はおおよそ15万円前後と人によって得られる収入は違うが、平均的な収入はあまり変わらないことが分かる。不安定な仕事を続けているワーキングプアの中には月に得られるお金が変わらないなら、生活保護を受給して生活したいと考える人も少なくないと思う。

しかし、日本国民には「労働の義務」が与えられているため（渋谷. 2009. 42）、心身共に健康であるなら生活保護を申請しても門前払いになるだけである。なぜならば、審査の

対象に含まれるのは財産や収入だけでなく個人の「能力」も含まれているからである。生活保護の受給申請については、申請者自身が、生活保護の制度を理解し、自分が受給条件を満たしているということを審査する人に説明したり、書類へ記入することが求められる。つまり、この申請プロセスを完遂するためには一定の能力が求められるということだ。この一定の能力を満たしているならば生活保護を受給しなくても、自分の力で働いていけると捉えられてしまいます。受給者はここがハードルになり、自分が生活保護を必要としていることを上手に説明しきれずに、納得できないながらも、申請を断念する人や、手続きが煩雑であると感じ、最初から申請・受給を諦めてしまう人もいる（新田. 2009. 32）。

生活保護というのは、あくまでも働きたくても働けない人など受給条件を満たす人が対象となっているため簡単には受給できない。さらに不正受給問題と謳い、福祉課の窓口では水際作戦を行なっている自治体もあるため、より一層生活保護受給は狭き門となっている。生活保護の条件を満たしている人でさえ申請が通らないのが現状だ。

ワーキングプアという、働いても生活保護と同水準かまたはそれ以下の賃金しか得られないというのは大きな問題でもある。生活保護の見直しにより保護費が引き下げられたが、ワーキングプアという問題の解決にはならない。むしろ生活保護受給者の中からもさらに生活に苦しむ人が増えていくと思う。また、養うべき家族がいた場合、ワーキングプアでも生活保護受給者でも満足に養っていくことはより難しくなっていくだろう。子どもがいた場合は、教育を受けさせることができず、餓死や子供の貧困という問題にも繋がるだろう。

5. 対策・解決策

ワーキングプアから抜け出すためには、どのような取り組みが必要なのか考えていかなければならない。5章では主に非正規労働者に視点をあて、ワーキングプアから抜け出す方法を述べていく。

5-1 就労支援

就労支援の取り組みとして挙げられるのが、以下のとおりである。

①公共職業案内所（ハローワーク）での支援…ハローワークの主な業務は窓口での職業相談・職業紹介である。就職に関する多様な相談を受け付け、これらに関する無料のセミナーも用意されている。また、全国の求人の中から職員と相談しながら一緒に求人を探すこともできる。応募したい求人が決まった場合には、その会社に紹介するとともに、応募書類や面接等に不安がある場合は具体的な相談にも応じている。

ハローワークにはフリーター向けの窓口もあり、常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による相談や助言、求人開拓や職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施している。

また、「若年者向け」のハローワークとして「ヤングワークプラザ」がある。ヤングワークプラザでは、職業紹介のほか、さまざまな職業や就職活動に関する講習会、仕事を探している若い人が集まってのグループ演習などが行われている（渋谷. 2009. 195）。

②ジョブカフェにおける支援…ジョブカフェでは、主に若者が自分に合った仕事を見つ

けるためのサービス（就職セミナー、職業相談、職業紹介など）を1ヶ所で行うことのできる場所として、46都道府県に設置されている。

③学生等に対する就職支援…これは求人情報をインターネットに載せ、新卒者体験雇用事業という卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者を対象に、1ヵ月から3ヵ月の体験的な雇用を通じて、希望職種の選択肢を広げ、仕事をする中でその職種や職場の理解を深め、その後に正社員に移行するための要件が定められ、それを満たす場合には正規雇用に移行するというものだ（五石. 2011. 86）。

④自治体によるサービス…各都道府県および各市町村に雇用労働に関する部署や専門機関があり、その名称は都道府県や市町村によって異なるが、自治体ごとに独自のサービスを実施している。たとえば、大阪では、「大阪府商工労働部雇用推進室」がこれにあたり、そのなかに労政課、雇用対策課、人材育成課がある。ここでは、労働に関わる情報提供や各種セミナー等が行われている。具体的には、離職者を対象とした職業訓練（大阪府離職者等再就職訓練事業）や、おおむね40歳未満の求職中の人を対象とした職業訓練（委託訓練活用型デュアルシステム訓練事業）が行われている（渋谷. 2009. 194）。

一方で、企業による待遇改善の取り組み状況として、非正規雇用から正規雇用へ転換できる制度自体が社会全体に行き届いていないことが現状であるため、制度があっても利用していない企業も多く、制度がある企業でも適用例は更に少ない。

また多くの会社が非正規雇用に対する差別や冷遇は当然という認識があり、即戦力として扱えるスキルを持っていないと正社員と同様の報酬を得ることは難しい。ただし、一部では2002年から2007年までの景気回復による人手不足から、小売・流通業は人手不足があり、ユニクロを抱えるファーストリテイリングは「地域限定正社員制度」を導入し、2年間で5千人を非正規雇用から正規雇用へ転換するなどの取り組みをしている²。別の企業では契約社員を勤続年数3年以上の人を正社員として採用するなど非正規労働者を正社員として雇用する等の取り組みを行なっている企業もある。

しかし、そういった取り組みをしている企業は少ないのが現状である。労働者側の取り組みは必要不可欠であるが、企業側のこうした取り組みを増やしていかなければならない。

5-2 生活保護制度

働きながら、生活保護制度を活用する方法を論じる。3章で説明した通り、働いている人でも条件を満たせば生活保護を受給することはできる（坂井. 2008. 104）。要判定は、その世帯について認定した最低生活費と、その世帯の収入として認定された額（収入認定額）との対比によって行う。収入が最低生活費を上回れば保護の要否は「否」となり、申請が出ていれば「却下」ということになる。

収入と対比させて要否判定をするということは、要否判定の結果は収入認定の手続きに基づくということである。したがって、就労収入によって生活する世帯では、前3ヵ月の

² ユニクロ地域限定正社員制度

「http://weban.jp/contents/an_report/repo_cont/shijou/200707.html」
（閲覧日8月23日）

平均収入あるいは年間を通して総収入などが収入充当額として認定され、その結果として、要否が判定されるという仕組みになっている。程度の決定について実施要領では、「その不足する費用に対応してこれを定めること」とされ、不足分の算定はそれぞれの収入認定によって行うこととされている。つまり収入認定の結果が程度の決定につながると考えてよい（渋谷, 2009, 106）。収入が最低生活費達していなくても、最低生活費から収入を引いた差額分を受け取ることができるため、非正規労働でも生活を維持していけるのではないだろうか。

まとめ

今回ワーキングプアが増加した原因と問題点、それについての対策などをまとめた。

第一章では、日本のワーキングプアの増加した原因と現状について論じた。日本はもともとワーキングプアに対する政策が必要のない国であったため、90年代に起きた社会の大きな変化に対応しきれず、多くの非正規雇用者を抱えることとなった。働き方の多様化や会社によるコスト削減など様々な理由でワーキングプアは急増していった。その中でこれから社会を担う若者も多く含まれていた。

また、一人暮らしの人や家族がいる人も少なくないということが分かった。

第二章では、「ワーキングプアは非正規労働の割合が高くなっている」という点に着目した。非正規労働では、満足に収入を得ることができないためワーキングプアに陥ってしまうという問題があり、その現状についてまとめた。非正規労働者になるのは結局のところ自己責任という認識が強い。また高齢ワーキングプアなどの肉体的に働ける仕事が限られている人には就職支援や生活保護を利用しやすくするための社会保障制度の充実が必要であると感じる。

第三章ではワーキングプアとは対照的な生活保護について論じた。生活保護を受給している人は毎月一定額の保護費が支給される。生活保護を受けている人は何らかの理由で生活していくためのお金を得ることができないため、働かずしてお金を受け取ることができる。どのような人が生活保護を受給しているかなどの現状と課題について論じた。

そして、第四章では実際にワーキングプアと生活保護を比較した。働くことを基準にした時、ワーキングプアと生活保護というのは対照的になると考え、その対照的な二者についてそれぞれの特徴をまとめた。

第五章では、この論文のキーワードである「ワーキングプアから抜け出すための解決策」について、どのような対策が必要なのか論じた。ワーキングプアという立場にいるということは最低生活費を上回っていることはない。つまり、安定した収入を得ることができないため、常にぎりぎりの生活を送っている。ワーキングプアの割合として非正規労働が占める割合が高いが、もちろん正規雇用の人もある。正規雇用にせよ、非正規雇用にせよ働けるのであれば、まずは就労支援を受けて、安定した収入を得ることができる仕事に就くことができれば良いが、都合によって非正規労働でしか働けない人もいだろう。そのような人は、生活保護を受給する条件をみたしていれば足りない分を補うことができるので、自立することは十分可能である。

それ以外にも世界では、「ベーシック・インカム」が注目されている。「最低限所得保障制度」や「最低生存収入保障制度」などといわれており、一言でいえば、国がすべての

国民に最低限の収入を保障する制度である。すべての国民に生涯にわたって無条件に給付される。ベーシック・インカムは国民一人ひとりに平等に給付されるため、「能力に関係ない」「不正にもらうことがない」など生活保護での問題をカバーすることができる（新田. 2009. 42）。もしベーシック・インカムが導入されれば、正規・非正規にかかわらずワーキングプアに陥る人を救出できる最もいい方法ではないだろうか。

以上を踏まえて、一刻も早く解決するためには、非正規労働者でも安定した収入を得ることができるように制度の導入を待つよりも、就労支援のサポートを受けて、正社員へ転換し、働いていくべきである。そのためには、働くという強い意志が何よりも必要である。就労支援を行う側としては、正社員として働けるようにサポートすることはもちろんだが、途中で諦めてしまうことがないようにすることも就労支援には欠かせないことだ。

国際労働機関の目的及び加盟国の政策の基調をなすべき原則に関するフィラデルフィア宣言では、「労働は商品でない」という原則も掲げている。「労働は商品ではない」の意味するものは、労働は売ることができるがモノと同じように生産調整や在庫調整をして控えておくことができないということである。人間性と不可分である労働は、商品＝モノのように、使い捨てられたりしてはいけないものである。働き手のモノ扱いは、ここの社会の目先の都合では便利な場合もあるかもしれない。だが、長い目で見ると、社会にとっても大きな不都合になってくる。若者を巻き込んだ人件費の削減が日本の消費を冷え込ませた結果、景気の本格的な回復が妨げられ、デフレスパイラルを招いている。人件費削減と言いながら、病気になった働き手を使い捨てのようにクビにしたり、会社に長期間必要な働き手を、「派遣だから」と簡単に取り替えていってしまうような扱いを平然と行っている。こういった働き手の商品化を当然視する社会は、止めなくてはならない。

非正規労働者として働く人達がひとつの労働力としてではなく、一人の人間として働くことができる環境が必要である。そして、正規社員だけでなく、非正規労働者も経済的に安心して生活していけるような制度や政策を一刻も早くつくり施行していくべきである。

[参考文献・参考資料]

- ・濱口桂一郎（2013）『若者と労働「入社」の仕組みから解きほぐす』中公新書ラクレ
- ・山田昌弘（2009）『ワーキングプア時代底抜けセーフティーネットを再構築せよ』

文藝春秋

- ・五石敬路（2011）『現代の貧困ワーキングプア』日本経済新聞出版社
- ・高城一馬（2014）『よくわかる生活保護』文芸社
- ・大沢真知子（2010）『日本型ワーキングプアの本質』岩波書店
- ・小山隆之（2016）『速攻の時事』実務教育
- ・新田ヒカル・星飛雄馬（2009）『やさしいベーシック・インカム』株式会社サンガ
- ・坂井宏先（2008）『ワーキングプア解決への道』ポプラ社
- ・渋谷哲（2009）『低所得者への支援と生活保護制度』
- ・厚生労働省HP 「賃金構造基本：統計調査」
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2010/index.html>)
- ・総務省HP：「2016年労働力調査の推移」
(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/>)
- ・総務省HP：「就業形態の多様化に関する総合実態調査」
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keitai/14/>)